



(社)家畜改良事業団
電子計算センター電算課課長
あいはら みつお
相原 光夫 氏

聞かなきゃ損・損!?

お知らせ

テーマ：夢の実現 3S 実現にむけて

■酪農経営上の悩み解消のヒントを得よう

■自給飼料確保・繁殖管理向上で所得向上を

■開催日時と場所

開催日	開催時間	開催場所
10月16日(火)	午前11時～午後3時	かんぼの郷 庄原会議室 庄原市新庄町 281-1
10月17日(水)		NOSAI 広島山県家畜診療所会議室 山県郡北広島町春木 461-1

■講演内容

第1部「情報提供」

- ・性判別精液の利用と効率的な生産モデルの紹介
講師：岡山種雄牛センター
- ・受精卵移植事業について
講師：広島県農林水産局畜産課
- ・稲WCSを利用したTMR利用について
講師：県立総合技術研究所畜産技術センター

第2部「繁殖台帳WEBシステムの活用について」

- ・繁殖台帳WEBシステムの活用及び次世代診断情報について
講師：家畜改良事業団 相原光夫氏

- 申込先：広酪事業推進課又は事業所
- 申込期限：平成24年10月10日(水)

(3)簡易課税制度選択の見直し

簡易課税制度を選択していても、飼料価格の高騰等によって一般課税の方が有利になっているケースもあり、もう一度どちらが有利か見直してください。

簡易課税制度の適用をとりやめて実額による仕入税額の控除を行う(本則課税に戻す)場合には、原則として、その課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。ただし、簡易課税を選択した事業者は、原則として、2年間は本則課税に戻すことができません。

平成25年分から簡易課税制度を選択したい場合や本則課税に戻したい場合、課税事業者を選択したい場合には、平成24年中に届出を提出しなければなりませんので、現在までの記帳の結果や平成23年分の申告の内容、今後の設備投資計画に基づいて検討してください。

(4)一般課税(本則課税)における留意点

消費税は、課税売上げにかかる消費税から課税仕入れにかかる消費税(=仕入控除税額)を差し引いて消費税を計算するのが原則的な方法で、これを一般課税(または本則課税)といいます。酪農経営では、一般課税と簡易課税(後述)でどちらが有利かは経営内容によっ

て異なりますが、飼料価格高騰などで飼料費の割合が高まっており、一般課税が有利な経営が増えてきています。

一般課税の場合に気をつけたいのがファイナンス・リース取引の取扱いです。ファイナンス・リース取引には、所有権移転リース取引と、所有権移転外リース取引とがあります。ファイナンス・リース取引は税務上、売買があったものとして資産計上するのが原則ですが、所有権移転外リース取引については賃貸借処理も認められています。契約日が平成20年4月以後の所有権移転外リース取引は、資産計上のうえリース期間定額法により償却限度額を計算することになりましたが、その額はリース料支払額と変わらないからです。

しかしながら、一般課税の場合、所有権移転外リース取引についても資産計上しないと消費税で損をします。リース開始時に一般課税の課税事業者の場合は資産計上することによって取得価額全体の仕入控除税額を一括控除できるからです。この場合、賃貸借処理をすると仕入控除税額を分割控除することになるため、リース開始時の年分の消費税の納税額が増えることになります。一方、リース開始時に消費税の免税事業者または簡易課税事業者の場合は、所有権移転外リース取引を賃貸借処理しても不利にはならず、経理処理も簡便になります。



森税理士の 「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・
ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口

事業推進課 経営指導相談係

■問い合わせ先

TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

前月に引き続き、今月も消費税に関する復習です。今回は簡易課税と一般(本則)課税についての話題です。

(1) 簡易課税制度のしくみ

「簡易課税制度」とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして仕入控除税額を計算する制度です。具体的には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率を掛けて計算した金額を仕入控除税額とみなします。

これは、煩雑な課税仕入れ等の判定を行わずに済むよう、中小企業者の事務負担に配慮したものです。このため、簡易課税制度では、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高のみから納付税額を計算することができます。

本則課税と簡易課税の消費税の納付税額の違いは、次のとおりです。

<本則課税>

納付消費税額＝課税売上に係る消費税額－課税仕入れに係る消費税額

<簡易課税>

納付消費税額＝課税売上に係る消費税額－課税売上に係る消費税額×みなし仕入率

耕種の農業については、一般に、課税売上高に対する実際の課税仕入れの割合がみなし仕入率(70%)よりも低いため、簡易課税制度を選択した方が有利です。反対に、畜産農業では、一般に、本則課税の方が有利になります。ただし、酪農の場合には、本則課税が有利な場合と簡易課税が有利な場合とがあります。

なお、通常の年では簡易課税が有利な場合であっても、設備投資をした年には、設備投資も課税仕入れとなるため、本則課税が有利になる場合もあります。簡易課税制度の適用を受けている事業者が設備投資をする場合には、本則課税に戻した方が有利かどうか、必ず検討してください。

(2) 簡易課税制度の事業区分

簡易課税制度では、事業形態により、第一種から第五種までの5つの事業に区分します。仕入税額控除の計算において、それぞれの事業の課税売上高に対し、たとえば、第三種事業については70%、第四種事業については60%のみなし仕入率を適用して仕入控除

税額を計算します。

みなし仕入率の適用を受けるそれぞれの事業の分類は、表1のとおりです。

事業者が行う事業が第一種事業から第五種事業までのいずれに該当するかの判定は、原則として、その事業者が行う課税売上げ(課税資産の譲渡等)ごとに行います。

表 1. 消費税の簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	率	対象事業	農業の留意点
第一種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)	事業者への農畜産物の仕入販売
第二種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)	消費者への農畜産物の仕入販売
第三種事業	70%	農林漁業、製造業ほか	副産物、加工品含む
第四種事業	60%	飲食店業、加工賃等による役務提供、固定資産の売却	農作業受託、生物の売却
第五種事業	50%	不動産業、サービス業	アパート賃貸は非課税